

【出前映画会について】

次により団体の要請に応じて映画会等を共催します。ご相談ください。

1 対象(市内のみ)

交流センター(地域コミュニティ及び同所属組織を含む。)、公共施設(指定管理者を含む。)、小学校・中学校・特別支援・義務教育学校、幼稚園・保育園・認定こども園、児童クラブ、子ども会、公共・公益団体等

2 要件

- (1) 日上市視聴覚センター設置及び管理に関する条例第6条に抵触しないこと。
(別記参照)
- (2) 無償上映であること。(金銭授受、物販及び販促宣伝等を伴わないこと)
※これを守らなかった場合は営利目的上映とされ、著作権法違反となり、刑事罰に加え民事上の損害賠償責任等を負う場合があります。
- (3) 催事広報、入場受付、会場案内・整理などは要請団体が行ってください。
- (4) 次項の手順に沿って相談・要請してください。

3 相談・要請の手順 ※出前上映会開催のまでの流れ(手続き)について

- (1) 開催について当センターに電話などで御相談ください。
↓
次の事項について調整または確認します。
・日程及び上映作品選定など(当センター所蔵作品の中からの選定となります。)
・会場運営、準備(機材設営等)、安全・衛生確保などについて
- (2) 上映会開催協力依頼書(別添様式)を当センターに御提出ください。
↓
- (3) 会場準備(機材設営等)
↓
※事前に2時間程度の準備時間が必要になりますので会場の確保をお願いします。
- (4) 映画会の開催。(当センターの職員派遣等により上映会を支援します。)

別記

<p>日上市視聴覚センター設置及び管理に関する条例(一部) (使用許可の制限) 第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、視聴覚センターの使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。(2) 使用者が営利を目的として使用するとき。(3) 施設又は教材・機材を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。(4) 特定の政党又は特定の教派・宗派のための使用であるとき。(5) その他管理上支障があるとき。
--